

生涯教育委員よりポイント申請のお知らせ

令和2年10月1日 生涯教育委員長 本田 岳

生涯教育手帳の基礎ポイント申請を随時行っています。

※2020年3月31日参加までのポイントのみ、手帳の押印を受け付けます。

机の中に申請し忘れの領収書や証明書がありませんか？申請すればポイントになります。

ポイントは以下の3つに分かれています。

1、他団体(SIG)ポイント申請

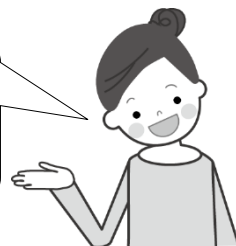


県士会主催ではない研修会に参加したんだけど、ポイントにならないのか

なります！

「他団体(SIG)申請方法」

に従って申請をしてください。



2、士会裁量ポイント申請



県士会の委員をやっているのにあんまりメリットがない…
県士会に貢献しているのに……

県士会に貢献していると士会裁量ポイントに該当します。

「士会裁量ポイント申請方法」

に従って申請をしてください。

過去のものでも、随時申込みOK



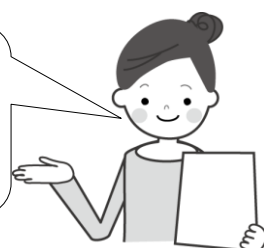
3、事例登録報告制度ポイント申請



協会HPの事例登録報告に登録しました！ポイントにはなりませんか？

登録ありがとうございました。
ポイント付与できます。

「事例登録制度ポイント申請方



ご質問は下記まで。

〒950-0872 新潟市東区牡丹山3丁目1-11 三森ビル301

(公社)新潟県作業療法士会 事務局

E-mail ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp

施設名 会員番号 氏名 質問内容を分かりやすく記載してください。

